

令和5年度第7回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年10月6日（金）  
9時30分～11時23分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 23人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一  
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩  
4番 西田 清範 5番 田中 輝男  
6番 森 悦雄 7番 古田 茂  
8番 田中 善憲 9番 大場 忠勝  
10番 大橋 芳信 11番 大浦 清貴  
12番 山崎 巖 13番 福山 英則  
14番 仲田 茂男 15番 下村 帝  
16番 北森 正誠 17番 渡辺 正志  
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫  
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 1名 3番 山崎 修
5. 議 題 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第22号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第23号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
報告事項第22号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第24号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、9時30分現在、委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和5年度第7回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案3件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。6番森委員、7番古田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は、11件で、申請面積は25,497.22㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。2ページをご覧ください。

1番は、贈与により、所有権を移転するものです。

申請農地は、以前から譲渡人が毎年タケノコを栽培しており、譲受人が引き続き、タケノコを栽培する予定です。

2番は、贈与により、所有権を移転するものです。

譲受人は、新規農家ではありますが、以前から❀❀❀❀より農業指導を受け、申請農地を耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

3番は、贈与により、近隣の耕作者である譲受人に所有権を移転するものです。大根、玉ねぎ等を栽培する予定です。また、申請農地に

隣接する譲渡人所有の宅地と建物も併せて購入する予定とのことです。

4番は、贈与により、叔父から甥に所有権を移転するものです。

以前から、申請者の間で使用貸借権を設定し、譲受人が申請農地を耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

5番と6番は、自作地の相互交換により、以前から申請農地で水稻を栽培していた、隣接農地の耕作者でもある譲渡人と譲受人に、それぞれ所有権を移転するものです。

7番は、財産の処分により、所有権を移転するものです。

申請農地の登記簿上の地目は田ですが、畑として大根、ほうれんそう等を栽培する予定です。

8番は、贈与により、妹の共有持分3分の1について、以前から申請農地で水稻を栽培していた、共有者である兄の譲受人に所有権を移転するものです。

議案書4ページをご覧ください。

9番は、経営縮小により、隣接農地の耕作者である譲受人に所有権を移転するものです。水稻を栽培する予定です。

10番は、経営縮小により、以前から申請農地を賃借していた農地所有適格法人である譲受人に所有権を移転するものです。水稻、大麦を栽培する予定です。

11番は、相手方の要望により、以前から申請農地で水稻を栽培していた、隣接農地の耕作者でもある譲受人に所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといた

します。

会 長 続きます。議案第22号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第22号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は5ページから11ページになります。

今回、4条申請は、3件、5条申請は、11件、

合計面積は 37,532.34㎡です。議案書6ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、大沢野地域大沢野北部地区において、農家住宅の敷地拡張の計画でございます。転用の概要といたしましては、相続により、登記地目を調査したところ、敷地の一部が農地であったため、今回、是正のため申請されたものでございます。申請地は雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

4条申請2番は、婦中地域音川地区において、農家住宅の敷地拡張の計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地は、約20年前から住宅の出入り口として使用しておりましたが、登記地目を調査したところ、地目が農地であったため、今回、是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、山林で囲まれた10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

4条申請3番は、婦中地域音川地区において、神社の駐車場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、神社には駐車場がなく、参拝者の路上駐車が問題となっているため、駐車場の整備が急務となっていることから今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

議案書は7ページになります。

5条申請1番は、山室中部地区において、飲料販売店舗敷地を整備する計画でございます。申請人の〇〇〇〇は、乳製品乳酸菌飲料の販売を主に行っております。転用の概要といたしましては、〇〇〇〇本社の組織・機構改編に伴い、現在、事業の拠点である東流杉の販売店舗の敷地をオーナー関連会社へ返還する必要があるため、店舗移転

のため今回申請されたものでございます。申請地は、県道、宅地で囲まれた10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請2番は、新保地区において資材置場を整備する計画でございます。申請人の●●●●は、主に建設現場で発生した産業廃棄物や建設発生土の収集運搬を行っております。転用の概要といたしましては、現在、工事現場からの発生土については、民間事業と公共事業の2ブロックに分けて保管しておりますが、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した災害に伴い、国土交通省が不法盛土発生防止対策の一環として、令和6年度からは、現場ごとに分ける必要が生じるため、既存の資材置場では発生土置場が不足することから、資材置場拡張のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、また、1区画2、500㎡以上の農地は甲種農地となります。許可基準は第1種、甲種農地とも既存地拡張を適用しております。この案件につきましては、転用面積3,000㎡を超える案件でございますので、富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請3番は、五福地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、婦中町のアパートで生活しておりますが、相互扶助のため、実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、線路、宅地等で囲まれた10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書は8ページになります。

5条申請4番は、呉羽地区において農機具置場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者は現在、トラクター2台を自宅倉庫に、コンバインや田植え機などを近隣の倉庫を借りて格納しておりますが、倉庫所有者から退去するよう依頼されたため、新たな農機具置場の確保が急務となったことから今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請5番は、大沢野地域大沢野北部地区において、農家住宅の敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、住宅敷地について測量及び登記地目を調査したところ、住宅を囲む塀の内側に農地が存在していたため、今回、是正のため申請されたもので

ございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、大山地域福沢地区において、駐車場及び資材置場を整備する計画でございます。申請人の△△△△は主に土木建築工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、年々、業績が上がっており、現在の資材置場が飽和状態であり、業務に支障が出ており、また、社員増員により従業員駐車場及び業務用の車用置場が手狭であることから、資材置場及び駐車場拡張のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請7番は、八尾地域保内東地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者は4月にUターンし、現在、八尾駅周辺の共同住宅に居住しておりますが、生活環境が整っている、また相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書は9ページ、10ページになります。

5条申請8番は、婦中地域速星地区において、分譲宅地を整備する計画でございます。申請人の▲▲▲▲は主に不動産の売買並びに仲介を行っております。当地区は、JR高山本線速星駅が近接した利便性が高く、南側が市街化区域、東側は大型ショッピングセンターが立地するなど都市的な土地利用が進行している地区でございます。このことから、今後の無秩序な個別開発により、不良な街区形成の防止、また良好な居住環境の形成を図るため、市が令和3年4月に都市計画法上の地区計画を決定しております。農地法では都市計画法に規定する地区計画が定められている区域については、例外として更地での分譲が可能となります。転用の概要といたしましては、近隣には鉄道の駅や大型商業施設、教育施設、医療機関やスーパー、ドラッグストア等、教育環境や生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから申請地を選定されたものです。平均区画面積は約215㎡で全128区画を計画されております。申請地は、鉄道の駅から半径300m以内が第3種農地、原則許可案件となり、鉄道の駅から半径500m以内が第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。この案件につきましては、転用面積3,000㎡を超える案件でございますので、富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書は11ページになります。

5条申請9番は、婦中地域宮川地区において、ゴミ集積場敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、主要地方道富山八尾線道路改良事業により、ゴミ集積場の移転が必要となったため、集落の中央に位置し、ゴミ収集車が停車できる、必要最小限の面積である申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請10番は、婦中地域婦中熊野地区において、一般住宅敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、婦中地域の共同住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、相互扶助に適した実家の敷地内において住宅を建築するため今回申請されたものでございます。申請地については、建築基準法上の接道要件を満たすための転用となります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請11番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、婦中地域の共同住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅を建築するため今回申請されたものでございます。申請地は、国道、宅地等で囲まれた10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第22号農地法第4条第1

項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きます。議案第23号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第23号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、12ページから19ページです。

利用権設定は、今回は64件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が7件、10年が57件です。設定面積は、283,491.10㎡です。

14ページ1番から18ページ51番までは、農地中間管理機構を通すものです。18ページ52番から19ページ64番が相対です。

新規農家が2件あります。

18ページの53番から56番は、土木、建設工事の設計、監理業務を営む□□□□が、新規事業として農業に参入するものです。主にトマトの栽培を予定しており、循環型自然農法を行う□□□□と共同で、食品等から出た残物で作られた肥料を活用した栽培を検討しております。また、地域の雇用創出や障がい者の賃金アップ等、農福連携にも取り組んでいく予定です。

農機具については、トラクター2台（25馬力及び16馬力）、マルチ張り機1台を所有しており、今後、軽トラック、自動灌水システム、草刈り機を各1台調達予定です。販売先は□□□□を予定しております。

18ページの57番から64番は、令和元年から■■■■に勤務していた本人が、庵谷の集落で担い手として活躍していた方が離農することになったため、中山間地の農地を守り維持していきたいとの思いから、稲作を行うものです。農機具については、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しており、販売先は◇◇◇◇へ出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。



会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第23号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、  
第22号 農地法第3条の3の規定による受理について、  
第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について、  
第24号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項  
第6号の規定による受理について、

事務局より一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第22号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、20ページから31ページです。

今回の受理件数は31件で、すべて相続により所有権を取得したものです。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。

報告事項第23号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、32ページから48ページです。

解約件数は43件で、解約面積は192,125.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第24号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは49ページから55ページまでです。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が13件、合わせて18件、面積は合わせて11,180.00㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは52ページの5条の1番、55ページの13番の2件でございます。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もないようですので、これもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 続きまして、協議・報告事項に入ります。  
まず、令和6年度「富山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今説明がありました、令和6年度「富山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」(案)について、内容の加除修正や疑義などがあれば承ります。

◆ ◆ 委員 新規就農者について、年齢制限が50才となっており、それ以上の年齢になるとすべてにおいて自己資金でやっていくことになる。仮に55歳からでも20数年間は農業が出来るのだから、新規就農者として認められる年齢の制限を緩和してほしい。

農業者の高齢化が進んでいるのだから、大学生をアルバイトとして雇う農業者や農業のアルバイトをしている大学生を支援したり、農業体験の機会を増やすなどして、新たに農業に興味を持ってもらえるようにすれば良いのではないかと考えます。

事 務 局 ただいまのご提案につきましては、意見書の修正がまだ間に合いますので、会長と相談させていただきながら、内容を検討したいと思います。

▽ ▽ 委員 農道の舗装について意見があります。私自身、どの道路が県道で、どの道路が農道あるいは市道であるかを把握できていないのですが、農道が舗装されると、一般の方々がそこを通勤路なり生活道路として利用されるものです。一方、私どもの農機具や運搬車も大きくなっているもので、それらを農道に停めると、ほかの車が通れなくなってしまう、どうにもならなくなる場合があります。ですので、そういうことが起こらないように、農道とわかるような標識を設置するなり、道路地図に色付けするなりしていただければ助かります。

事 務 局 農道を管理している課に、対処していただきたいという意見を提案したいと思います。

▼ ▼ 委員 農事組合法人を運営しているが、第三者を一年間通じて雇用するという事は難しい。

例えば、農福連携において、就農時間は9時から15時までという規程がある法人があり、今年の夏のような暑さの中では、難しいものがあった。

1つの法人だけでは、就農者の安定した雇用というものは難しく、近隣の法人と協力し、そこに市や県の就農者への支援があれば、安定した雇用が実現出来るかもしれないという思いがある。

事務局 農福連携につきましては、当初は障害者を対象としたものでしたが、国では障害者だけでなく生活困窮者などの社会福祉の対象者をその範囲に含めて提示しておりますので、それらのことを社会福祉法人等に周知する方法の検討も必要であると考えております。

★ ★ 委員 意見書の表記について、何点かお願いしたい。

2ページの④の3行目を読点で切らずに「ので」とか「から」で続けたらどうか。

3ページの①のイに「充実した独自の支援策」とあるが、「充実した市独自の支援策」とした方が良いように思われる。

同じページの④にある「管理体制づくりの啓発」という言葉についても、地域組織に対して、管理体制づくりをなさい、というだけなのに「啓発」というのは、しっくりこない。

4ページの⑦のアについても「農業を開始しやすい環境づくり」とあるが、これは市に対することというよりも、農業者を受け入れる側に言うことだと思う。

最後に6ページ②のイについてですが、「生産コスト上昇分」の「分」が無い方が良いのではないか。「分」とつけられると、上昇した分のみに農家が負担を感じている印象になるが、そもそも、従来のコストがすでに負担である。

事務局 本総会でいただいたご意見につきましては、事務局で再度検討させていただいて、意見書の加除修正をしたいと思います。

会長 本日の意見を反映した最終案を、私が責任をもって確認し、宮田、島田の両会長代理で、市へ提出することによろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会長 それでは、「市長への意見書」については、今、申し上げた流れで、市へ提出することとします。

会長 次に、令和5年度「農業委員会視察・研修」について、事務局から

説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農業委員会視察・研修について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 それでは、今年度の視察については、資料2のとおり実施いたしますので、よろしくをお願いします。なお、欠席される場合は、期限までに、事務局へ連絡をしてください。

会 長 次に、農地利用の意向調査の回答状況について、事務局から、報告をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、報告がありました回答状況について、ご意見等があれば承ります。

会 長 調査票については、回答期限が終了しておりますが、受付をしておりますので、皆様にはお近くに、提出されていない方がいらっしゃいましたら、提出するよう声かけをお願いします。

会 長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

☆☆委員 推薦書の様式について質問があります。農業委員の立候補の様式の下部に他の推進委員に立候補していないか確認する欄があり、よく意味がわからなかったので説明をお願いします。

事務局 農業委員に立候補される場合でも、併せて推進委員に立候補することが可能なのですが、事務局側でその立候補の状況を把握する必要があるため、そのような確認欄を設けています。

★★委員 推薦書は自治振興会長には送付されますか。

事務局 自治振興会長には送付しませんが、来週末に地区センターへの送付を予定しております。

会長 それでは、令和5年度第7回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。